

新たな枠組み

※一般定期健康診断の
しくみは変更しない

医師がストレスに関連
する症状・不調を確認

一般定期健康診断の「自覚症状、他覚
症状の有無の検査」に併せて実施
※別途実施も可能

- 食欲がない
- よく眠れない
- ゆううつだ
- イライラしている

医師が、ストレスに関連する症状・
不調の状況から、医師（産業医等）
の面接が必要と判断した場合

事業者

通知

労働者

医師
(産業医、
地域産業保健センターの医師等)

あらかじめ面接する医師を指定

(医師が必要と判断した場合)
就業制限(時間外労働の制限、作業の転換等)、
要休業等について意見

同意が必要

(医師等からの意見を勘
案し、必要があるとき)
就業制限等の措置

健康確保に必要な措置
を超えた不利益な取扱
いを行ってはならない

面接の実施
(必要に応じ保健指導)

必要に応じて
受診を勧奨

医療機関

診断の結果
を提示(任意)

(参考) 一般定期健康診断のしくみ

一般定期健康診断

- ・ 既往歴及び業務歴の調査
- ・ 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- ・ 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
- ・ 胸部エックス線検査及び喀痰検査
- ・ 貧血検査
- ・ 肝機能検査
- ・ 血圧の測定
- ・ 血中脂質検査
- ・ 血糖検査
- ・ 尿検査
- ・ 心電図検査

健康診断の結果

事業者

(異常の所見があると診断された場合)
労働者の健康保持に必要な措置について意見聴取

通常勤務、就業制限(時間外労働の制限、作業の転換等)、要休業等について意見

健康診断の結果を通知
(精密検査等が必要な場合は受診勧奨)

労働者

精密検査等

医療機関

診断の結果を提示(任意)

医師(産業医、地域産業保健センターの医師等)

